

困った時は気軽に利用して



市では、市民の皆さんが日常生活の中で抱えている困り事や不安を解決するため、各種相談窓口を開設しています。

秘密は厳守されるので、安心して相談してください。

くわしい日程は「困りごと・悩みごと相談室」(13ページ)で確認できます。

場所Ⅱ市民相談室(市役所2階)

対象Ⅱ市内在住の人

相談料Ⅱ無料

注意事項

○相談内容によっては受け付けできない場合があります

○法人などからの相談は受け付けません

○受け付けは終了時間の30分前までです。また、正午～午後1時は相談を実施していません

○日程を変更する場合があります

○弁護士法律相談、女性のための相談は予約が必要です。直接または電話で市民協働課(市役所2階 ☎20・1507)へ

○税務相談と不動産相談は相談日

の午前9時30分から市民協働課で整理券を配布します

市民生活相談

日時Ⅱ月・金曜日 午前9時～午後4時

内容Ⅱ相続、離婚、相隣関係、金銭貸借など

相談員Ⅱ元裁判所調停委員

弁護士法律相談(予約制)

日時Ⅱ原則水曜日 午後1時～4時(1回当たり30分)

内容Ⅱ金銭貸借、損害賠償など

相談員Ⅱ千葉県弁護士会の弁護士

女性のための相談(予約制)

日時Ⅱ木曜日 午前10時～午後4時(1回当たり50分)

内容ⅡDV、人間関係など

相談員Ⅱ女性カウンセラー

もめごと・なやみごと・苦情相談

日時Ⅱ原則第4火曜日 午前10時～午後3時

内容Ⅱ差別や名誉毀損、嫌がらせ

などの人権侵害、国の行政に対する意見や要望など

相談員Ⅱ人権擁護委員、行政相談委員

税務相談

日時Ⅱ第3火曜日 午前10時～午後3時

内容Ⅱ確定申告、相続税など

相談員Ⅱ千葉県税理士会の税理士

不動産相談

日時Ⅱ第3火曜日 午前10時～正午

内容Ⅱ不動産の売買、賃貸借など

相談員Ⅱ千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の相談員

外国人総合相談窓口

市内で生活する外国人が対象です。皆さんの周りに困っている人がいたら、教えてあげてください。

対応できる言語は、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、フィリ

ピン語、ネパール語、ヒンディー語、フランス語、ミャンマー語、マレー語、やさしい日本語です。

日時Ⅱ月・金曜日 午前9時～午後5時(ロシア語とフランス語は午前10時から)

内容Ⅱ健康保険、年金、税金などの日常生活での困り事

※くわしくは市民協働課へ。